

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年七月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>別表第二 一〇十 (略)</p> <p>十一 家庭用頸管粘液測定器</p>	<p>改正後</p>
<p>別表第二 一〇十 (新設) (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)